

景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）について



●景品表示法の概要

不当な表示や過大な景品などの提供から一般消費者の利益を保護するための法律が「景品表示法」（不当景品類及び不当表示防止法）です。

消費者がより良い商品・サービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守るため、景品表示法では、商品・サービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限しています。

事業者には、表示等を適正に管理するために必要な措置を講じることが義務付けられており、表示等について違反行為が認められると「措置命令」が行われます。また、違反行為の中でも、課徴金の対象となる行為を行った事業者については、課徴金納付命令が行われます。

- 景品表示法の[詳細はこちら](#)（消費者庁HPへ）
- [表示規制の概要](#)（消費者庁HPへ）
- [景品規制の概要](#)（消費者庁HPへ）
- [景品表示法Q&A](#)（消費者庁HP「よくある質問コーナー（景品表示法関係）」のページへ）
- [ガイドライン・運用基準等](#)（消費者庁HPへ）
- [メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について（ガイドライン）](#)（PDF：393KB）
- [「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」](#)（PDF：250 KB）
- 指針に関するQ&Aは[こちら](#)（消費者庁HP「よくある質問コーナー（指針関係）」へ）
- [事例でわかる景品表示法](#)（消費者庁HPへ）

●事業者の方へ ～社内研修用のリーフレットを提供します～

兵庫県では、不当表示の防止に向け、事業者の方に、法令を遵守した事業活動と消費者視点に立った取組を行っていただくために、2種類のリーフレットを作成しています。社内研修などに是非ご活用ください。

- [リーフレット「景品表示法 これだけは知っておきたい！表示の考え方」](#)（PDF：8,237KB）
景品表示法における表示の基本的な考え方、不当表示となるおそれのある事例をまとめ、適正な表示について、わかりやすく解説しています。
- [リーフレット「表示等を適正に管理するために必要な措置を講じることについて」](#)（PDF：775KB）
事業者には義務付けられている「表示等の適正な管理上の措置」に関する指針について解説しています。



●消費者の方へ ～こんな表示には気をつけて～

優良誤認表示・・・良い品質（規格、内容）だと思わせておいて、実際にはそうではない表示

有利誤認表示・・・お得な価格だと思わせておいて、実際にはそうではない表示

不動産のおとり広告に関する表示、商品の原産国に関する不当な表示など

事例でわかる景品表示法

検索

《事例》 出典：「よくわかる景品表示法と公正競争規約」（消費者庁）

優良誤認、有利誤認、その他誤認されるおそれのある表示の例を加工して作成

1 衣料品の原材料

優良誤認

セーターに「カシミア 100%」と表示していたが、実際にはカシミア混用率は80%程度であった。



2 宅配便の配達日数

優良誤認

「翌日配達」と表示していたが、実際には一部の地域にしか翌日に届いていなかった。



3 販売価格の比較

有利誤認

他社の売価を調査せずに「地域最安値」と表示したが、実は近隣の店よりも割高な価格だった。



4 ローン内容の比較

有利誤認

「無金利ローンで買い物できるのは当社だけ」と表示したが、実は他社でも同じサービスを行っていた。



5 不動産のおとり広告に関する表示

チラシ販売物件として掲載された住宅が、そもそも存在しなかったり、すでに売却済だった。



※ 気になる表示がありましたらご連絡ください。ただし、いただいた情報の取扱いについては、一切お答えできませんので、ご理解をお願いします。なお、契約上のトラブルのご相談は、消費生活相談員が対応します。

【問い合わせ先】

兵庫県生活科学総合センター

相談事業部 指導課

〒650-0046

神戸市中央区港島中町4丁目2

電話 078-302-4003

FAX 078-302-4002